

規制影響分析書

規制の名称	警備業者が書面交付に代えて情報通信の技術を利用する方法を用いる場合の手続	
担当部局	生活安全局生活安全企画課	
評価実施日	平成17年6月	
規制の内容、 目的及び必要 性	[規制の内容] 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)により、警備業務の契約を締結する際に、依頼者に対して一定の事項を記載した書面を交付することが警備業者に義務付けられるとともに、書面の交付に代えて、依頼者の承諾を得て、情報通信の技術を利用する方法を用いて書面に記載すべき事項を提供することができることとされた。 この場合には、警備業者は、あらかじめ、依頼者に対し、その用いる情報通信技術を利用する方法(電磁的方法)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないこととする。また、依頼者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、依頼者に対し、電磁的方法を用いてはならないこととする。ただし、依頼者が再び書面又は電磁的方法による承諾をした場合には、この限りでないこととする。 [目的及び必要性] 電磁的方法を用いる場合には、あらかじめ、一定の手続を経て依頼者の承諾を得ることを条件とするなどにより依頼者の保護を図る。	
	根拠条文	警備業法(昭和47年法律第117号)第19条第3項、警備業法施行令(昭和57年政令第408号)第1条第1項、第2項
期待される 効果	[国民への便益] 依頼者の希望する方法により、一定の事項の通知を受けることができる。	
想定される 負担	[行政コスト] 特別な負担の増加は生じない。 [遵守コスト] 警備業者は、あらかじめ、書面又は電磁的方法による依頼者の承諾を得なければ、書面の交付に代えて、電磁的方法を利用することができない。 [社会的コスト] 特別な負担の増加は生じない。	
想定できる 代替手段との 比較考量	[想定できる代替手段] 警備業者は、あらかじめ、書面又は電磁的方法によらない口頭等による承諾さえ得られれば、書面の交付に代えて、電磁的方法を利用することができることとする。 [代替手段を用いた場合の期待される効果] より迅速な契約締結手続を図ることができる。 [代替手段を用いた場合に想定される負担] 承諾が本人の確定した意思に基づくものであることを担保できなくなるため、警備業者と依頼者の間で後日のトラブルが生じるおそれがある。	
備考	なし	
レビューを 行う時期	平成22年11月ころ	

規制影響分析書

規制の名称	登録講習機関の登録の有効期間を3年とする	
担当部局	生活安全局生活安全企画課	
評価実施日	平成17年6月	
規制の内容、 目的及び必要 性	[規制の内容] 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）により、国家公安委員会の登録を受けた登録講習機関が行う講習会の課程を修了した者については、警備員等の検定の試験を免除することとされたところであるが、その登録の有効期間を3年とする。 [目的及び必要性] 登録講習機関が登録基準に適合しているかを確認し、登録講習機関の公正性及び講習会の水準を確保する。	
	根拠条文	警備業法（昭和47年法律第117号）第27条第1項、警備業法施行令（昭和57年政令第408号）第2条
期待される 効果	[社会的便益] 登録講習機関の公正性及び講習会の水準を確保することにより、警備員等の検定に合格した者の知識及び能力の水準を確保する。	
想定される 負担	[行政コスト] 登録講習機関の登録の更新申請を3年ごとに審査する事務が発生する。 [遵守コスト] 登録講習機関は、3年ごとに登録の更新を受ける必要がある。 [社会的コスト] 特別な負担の増加は生じない。	
想定できる 代替手段との 比較考量	[想定できる代替手段] 登録講習機関の登録の有効期間を10年とする。 [代替手段を用いた場合の期待される効果] 登録講習機関の登録の更新のための事務量が軽減されるとともに、行政の審査事務も軽減される。 [代替手段を用いた場合に想定される負担] 登録講習機関の登録基準への適合性が10年に1度しか確認できないため、結果的に登録基準に適合しない登録講習機関を長期間にわたって放置し、登録講習機関の公正性や講習会の水準を確保できなくなるおそれがある。	
備考	なし	
レビューを 行う時期	平成22年11月ころ	